

「木の国・山の国ぎふ」の宝もの
県産材を使う「木づかい」で
まちを、森を、地球を元気に

清流の国ぎふ
 マスコットキャラクター
 ミナモ



清流の国ぎふ
ミナモ通信

県土の8割を森林が占める岐阜県。ぎふで育った良質な木材は、全国的にも高く評価されています。そのような森林県である岐阜県において、県産材を使う「木づかい」を促し、地域、森林、地球環境への「気づかい」を進めるためにも、事業者や県民の皆さん一人ひとりのご理解、ご協力が不可欠です。そこで県では、4月より「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」を施行しました。建築物はもちろん、家具、木質バイオマス、土木工事の資材など、多様な分野での県産材の利用拡大に向け、「オール岐阜」体制で取り組みを進めていきます。

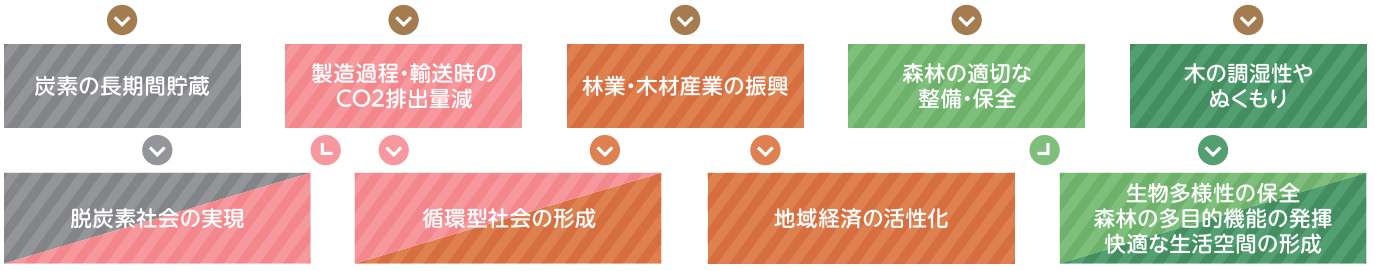
■問／県産材流通課 ☎058(272)8487

良いことたくさん!

木の魅力、木を使う意義とは?

木材の利用(建築物、木製品等)

身近な
 活用例



官民連携で「木づかい」を推進!県産材利用促進協定制度を始めます

商業施設や観光施設などでの県産材の利用を促進するため、今後、事業者の皆さんと県が「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定」を締結します。協定を締結した事業者の皆さんの取り組みを広くPRするほか、県産材の利用に向けてサポートしていきます。



EVENT INFORMATION

オール岐阜で「木づかい」のキックオフ!7/27(木)県産材利用促進フォーラム

内容 「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定」締結式、基調講演、パネルディスカッションなど

ところ 県庁1階 ミナモホール **申込方法** 6月下旬よりネット申込受付開始予定

ぎふの木に関する問い合わせはこちらへ!

ぎふ木造建築相談センター

木造化・木質化などに関する悩みや疑問をワンストップで受ける総合相談窓口です。建築士が相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。



このような相談を受け付けています

- 建築物を木造化・木質化したい(契約、設計、積算等に関する相談)
- 県産材を調達・加工したい
- 県産材利用に関する支援制度について知りたい(国、県などの補助制度に関する相談)

【問い合わせ先】☎058(271)9941 ※相談日時/月~金 9:00~17:00(無料)